

小田原市監査委員公表第17号

令和3年8月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和3年5月28日付け監査第35号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>物件単価契約（燃せるごみ用指定ごみ袋）を締結する際に、小田原市契約規則第29条第3号の規定により、契約者が過去5年間に国、市または他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとして、契約保証金を免除しているが、当該契約の予定価格を大きく下回る金額（予定金額の38%）の契約書の写しを根拠としていた。</p> <p>実績により契約保証金を免除する場合、種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した実績があり、契約を履行しないこととなるおそれがないことを確認する必要がある。（環境政策課）</p>	<p>当該契約については、指摘のあった時点でおおむね履行が完了していた。</p> <p>また、現在契約で履行が完了していない契約のうち、実績により契約保証金を免除した契約について、種類及び規模を同じくする実績かどうかの確認を実施した。</p> <p>今後の契約執行の際には、上記確認作業を徹底することとした。</p>
2	<p>小田原市財産規則第43条の規定によ</p>	<p>指摘のあった備品については、物品返</p>

	<p>り、所管課は、物品を使用する必要がなくなった場合又は使用することができなくなった場合は、物品返納票を添付し、管財課へ返納することとされている。</p> <p>しかしながら、使用する必要がなくなった物品（40, 176円×4台）を物品の分類上備品であるとの認識がなく返納せずに捨ててしまった事例が見受けられた。備品は適正に管理する必要がある。</p> <p>（環境政策課）</p>	<p>納票を管財課へ提出した。</p> <p>このほかの備品について、備品台帳及び現状の確認を行い、相違の無いように台帳を修正した。</p> <p>今後の備品管理について、備品であるものに対し、備品番号を記載したシールの貼付を徹底し、備品であることを明確にすることで、廃棄、異動等の際に必要な手続きを失念することの無いようにした。また、定期的（年に一度）に、備品台帳と現状の確認を実施することとした。</p>
3	<p>建築物耐震化促進事業費補助金</p> <p>耐震診断の評点を効果測定の指標としているが、指標が適切でなく適切な効果測定が行われていないと考えられる。</p> <p>所管課によれば耐震化率は補助事業の指標として適当でないとのことであり、補助事業による耐震化の進捗度合いを測る新たな指標が必要であり、その指標に基づいた効果測定が必要と考えられる。その際、木造住宅はある程度耐震化が進んでいる一方で共同住宅や大規模建築物の耐震化はあまり進んでいないということならば、その課題をもとに新たな指標を検討、設定すべきと考える。</p> <p>木造住宅については、やりつくしたところがあるとのことであるならば、定量的に測定しその事実を把握すべきである。一方、</p>	<p>これまで補助金支給の個々の審査においては、申請が経済的、効率的かつ効果的なものであることを確認するため、耐震診断の評点（「木造住宅の耐震診断と補強工法」の一般診断法または精密診断法による）を基に必要な耐震強度を前提とした適正な工法の選定、補強壁の配置や補助対象外の改修工事の有無などを確認してきた。</p> <p>しかしながら、監査委員指摘のとおり当該補助事業の進捗状況を把握するためには、効果測定の指標を耐震化率とすることが最も適切であるとの判断に至ったことから、改める。</p>

	<p>共同住宅や大規模建築物の状況については、それらの建物の耐震化の進捗度合いを測ることができる指標を設定し、補助事業の効果を測定していく必要があると考える。(建築指導課)</p>	
--	--	--